○北海道開発局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　　北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十四号

(三)　道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長	備考
北海道網走郡大空町女満別開陽一番地から同町字北中条五号五番一まで	後	二一・四メートル	一二キロメートル	区域の境界線は、別図Aに記載する。
	前	二一・〇メートル	一二・〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

官　庁　報　告

官　庁　事　項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

令和七年四月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

第百二十一号を次のように改める。

百二十一　読売テレビ放送株式会社

人事院公示第 11 号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年４月１日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一～十九　（略）	一～十九　（略）
二十　人事院規則９－123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項	二十　人事院規則９－123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　第３条第13号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。	(3)　第３条第13号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。
(4)　第３条第13号ロ又は第15号イからニまでの規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。	(4)　第３条第15号イからニまでの規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。
(5)・(6)　（略）	(5)・(6)　（略）
二十一～二十四　（略）	二十一～二十四　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第 12 号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、令和４年人事院公示第２号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年４月１日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一～六　（略）	一～六　（略）
七　人事院規則11―11（管理監督職勤務上限年齢による降任等）に規定する次に掲げる事項	七　人事院規則11―11（管理監督職勤務上限年齢による降任等）に規定する次に掲げる事項
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
(7)　第12条第２号、第４号、第５号、第７号の２、第９号、第10号又は第11号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。	(7)　第12条第２号、第４号、第５号、第７号の２、第９号又は第10号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。
(8)～(11)　（略）	(8)～(11)　（略）
八　（略）	八　（略）
３　（略）	３　（略）

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び百五十九号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
石川県河北郡津幡町字北中条五号五番一から同町字南中条五号一番一まで	